

# 市県民税のお知らせ

納付書または口座振替で納付される人へ		納税通知書は <b>6月6日頃</b> に発送します。
給与より特別徴収(天引き)される人へ		税額決定通知書は <b>5月10日頃</b> にお勤め先に発送しています。
受給されている 公的年金などを 受給されている人へ	年金から特別徴収(天引き)が前年度より継続している人	今年度の市県民税の年税額から仮徴収(4月・6月・8月)分を差し引いた残額を本徴収(10月・12月・2月)で特別徴収させていただきます。なお、仮徴収金額はそれぞれ前年度の年税額の6分の1になります。 ※今年度の税額が減額変更になった場合、4月・6月に年金から特別徴収された税額が還付になることがあります。 還付の金額によっては、4月・6月の年金から特別徴収された市県民税の還付通知が2度に分かれて届く場合があります。
	65歳以上で新たに年金から特別徴収(天引き)される人および前年度に年金からの特別徴収(天引き)が中止になった人	6月と8月は納付書または口座振替で納付してください。 10月分の年金から特別徴収させていただきます。 ※年金からの特別徴収の対象とならない人は、納付書または口座振替で納付することとなります。 ※年金所得以外の所得がある人は、年税額のうち、「年金所得に係る税額」を年金より特別徴収し、年金所得以外の所得に係る税額を納付書や口座振替で納付することとなります。

## 減免制度について

災害を受けた人、生活保護を受給されている人など、市県民税の納付が困難と認められる人については、一定の条件のもとで関係書類を審査し、減免の可否を決定します。  
対象となる税額は、納期限までに減免申請が行われた期別以降の税額です。

## 確定申告及び市県民税(住民税)申告をされていない年金受給者の人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要となった人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除などの控除以外に、生命保険料や地震保険料などの控除がある場合、申告することにより、市県民税(住民税)の計算に反映されます。申告が必要な人は、お早めに申告されますようお願いいたします。

## 令和4年度から適用される個人住民税の主な税制改正について

### ◆住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の控除期間13年の特例について延長し、一定期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象とします。

### ◆セルフメディケーション税制の見直し

適用期限を現行の令和3年12月31日から5年延長し、令和8年12月31日までとします。令和4年度以降の住民税について、一定の取組(健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組)を行ったことを証する書類(領収書や結果通知書等)の提出または提示が不要になります。ただし、内容を確認することがあるため、自宅で5年間は大切に保管してください。

### ◆国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する次の助成等です。

- ・ベビーシッターや認可外保育施設等の利用料に対する助成
  - ・一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- 上記の助成と一体として行われる助成についても対象です。

### ◆退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用除外します。なお、令和4年分以後から適用です。